

◎新潟県告示第809号

漁業法（昭和24年法律第267号）第170条第3項の規定により、第五種共同漁業権遊漁規則の変更を次のとおり認可した。

令和5年7月7日

新潟県知事 花 角 英 世

1 漁業権者の名称及び住所

松浜内水面漁業協同組合（新潟市北区松浜7丁目3641番地）

新潟市大形地区漁業協同組合（新潟市中央区西堀通4番町259-58）

阿賀野川漁業協同組合（東蒲原郡阿賀町石間3881-4）

東蒲原郡漁業協同組合（東蒲原郡阿賀町豊川甲236番地 阿賀町役場上川支所内）

2 漁業権の免許番号

内共第8号

3 変更の内容

次の表の変更前の欄中下線が引かれた部分（以下「変更部分」という。）に対応する同表の変更後の欄中下線が引かれた部分（以下「変更後部分」という。）が存在する場合には当該変更部分を当該変更後部分に改め、変更部分に対応する変更後部分が存在しない場合には当該変更部分を削り、変更後部分に対応する変更部分が存在しない場合には当該変更後部分を加える。

変 更 後	変 更 前								
<p>第1条～第12条（略）</p> <p>（県内共通遊漁の承認に関する事項）</p> <p>第13条 この漁場区域内及び表アに掲げるすべての漁場区域において、表イの左欄の水産動植物を同表中欄の漁具漁法を使用して遊漁をしようとする者は、第2条、第8条及び第9条の規定にかかわらず、あらかじめ、表イ右欄の1年当たりの遊漁料を納付し、当該遊漁について新潟県内水面漁業協同組合連合会の承認を受けなければならない。</p> <p><u>2 県内共通遊漁承認証は、原則として再発行しないものとする。</u></p> <p>表ア（略） 表イ（略）</p> <p><u>3 前項の遊漁料の納付及び遊漁承認証の交付は、表ウの場所において行うものとする。</u></p> <p>表ウ</p> <table border="1" style="width: 100%;"> <thead> <tr> <th style="width: 50%;">組合名</th> <th style="width: 50%;">住所</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td style="text-align: center;">（略）</td> <td style="text-align: center;">（略）</td> </tr> </tbody> </table> <p>その他；新潟県内水面漁業協同組合連合会及び上記漁業協同組合の指定する釣具店、<u>オンラインシステム等</u></p> <p>4（略）</p> <p>別記様式第1号 【年券】（略） 【日釣券】（略） 【もくずがに券】（略） 別記様式第2号</p>	組合名	住所	（略）	（略）	<p>第1条～第12条（略）</p> <p>（県内共通遊漁の承認に関する事項）</p> <p>第13条 この漁場区域内及び表アに掲げるすべての漁場区域において、表イの左欄の水産動植物を同表中欄の漁具・漁法を使用して遊漁をしようとする者は、第2条、第8条及び第9条の規定にかかわらず、あらかじめ、表イ右欄の1年当たりの遊漁料を納付し、当該遊漁について新潟県内水面漁業協同組合連合会の承認を受けなければならない。</p> <p><u>（追加）</u></p> <p>表ア（略） 表イ（略）</p> <p><u>2 前項の遊漁料の納付及び遊漁承認証の交付は、表ウの場所において行うものとする。</u></p> <p>表ウ</p> <table border="1" style="width: 100%;"> <thead> <tr> <th style="width: 50%;">組合名</th> <th style="width: 50%;">住所</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td style="text-align: center;">（略）</td> <td style="text-align: center;">（略）</td> </tr> </tbody> </table> <p>その他；新潟県内水面漁業協同組合連合会及び上記漁業協同組合の指定する釣具店等</p> <p>3（略）</p> <p>別記様式第1号 【年券】（略） 【日釣券】（略） 【もくずがに券】（略） 別記様式第2号</p>	組合名	住所	（略）	（略）
組合名	住所								
（略）	（略）								
組合名	住所								
（略）	（略）								

【漁場監視員証】 (略)

別記様式第3号

【県内共通遊漁承認証】

表

年度 遊 漁 承 認 証			
顔 写 真  (3.0× 2.5) cm	承認番号		
	遊 漁 者	住所	
		氏名	
		生年月日	大・昭・ 平 年 月 日
承認期間	自	～	至
遊漁料	魚種	いわな・やまめ・うぐ い・にじます・かじか ・うなぎ・こい・ふな	
	漁具漁法	竿 釣	
	遊漁区域	県下一円	
(但し裏面記載の区域を除く)			
発行者	新潟市中央区南万代町13-3 新潟県内水面漁業協同組合連合 会 ㊤		
(025) 241-5795 FAX (025) 241-8761			

裏

注 意 事 項	
1	遊漁者は、遊漁をする時は、本証を携帯しなければなりません。
2	本証を他人に、譲渡または、貸与してはなりません。
3	遊漁者は、漁場監視員の要求があったときは、本証を提示して下さい。
4	除外される区域及び魚種は次のとおりです。 (1) 本証でアユ、サクラマス及びモクズガニを釣ることはできません。 (2) 関川(内共第18号妙高市兼保橋上流端から上流氷沢川まで)及び只見川(内共第14号奥只見ダム及び大鳥ダム)で遊漁はできません。
5	遊漁上の制限、禁止事項については「遊漁のしおり」をご覧ください。
6	本証は原則として再発行しません。

(用紙：緑色)

【漁場監視員証】 (略)

別記様式第3号

【県内共通遊漁承認証】

表

平成 年度 遊 漁 承 認 証			
顔 写 真  (3.0× 2.5) cm	承認番号		
	遊 漁 者	住所	
		氏名	
		生年月日	大・昭・ 平 年 月 日
承認期間	自	～	至
遊漁料	魚種	いわな・やまめ・うぐ い・にじます・かじか <u>12,000円</u> (税抜) ・うなぎ・こい・ふな	
	漁具漁法	竿 釣	
	遊漁区域	県下一円	
(但し裏面記載の区域を除く)			
発行者	新潟市中央区南万代町13-3 新潟県内水面漁業協同組合連合 会 ㊤		
(025) 241-5795 FAX (025) 241-8761			

裏

注 意 事 項	
1	遊漁者は、遊漁をする時は、本証を携帯しなければなりません。
2	本証を他人に、譲渡または、貸与してはなりません。
3	遊漁者は、漁場監視員の要求があったときは、本証を提示して下さい。
4	除外される区域及び魚種は次のとおりです。 (1) 本証でアユ、サクラマス及びモクズガニを釣ることはできません。 (2) 関川(内共第18号妙高市兼保橋上流端から上流氷沢川まで)及び只見川(内共第14号奥只見ダム及び大鳥ダム)で遊漁はできません。
5	遊漁上の制限、禁止事項については「遊漁のしおり」をご覧ください。
	<u>(追加)</u>

(用紙：緑色)

表

年度 遊漁承認証			
顔 写 真  (3.0× 2.5) cm	承認番号		
	遊 漁 者	住所	
		氏名	
		生年月日	大・昭・ 平 年 月 日

承認期間 自 ~ 至

遊漁料 魚種 いwana・やまめ・うぐい・にじます・かじか・うなぎ・こい・ふな  
漁具漁法 竿 釣  
遊漁区域 県下一円  
(但し裏面記載の区域を除く)

発行者 新潟市中央区南万代町13-3  
新潟県内水面漁業協同組合連合会 ㊤  
(025) 241-5795 FAX (025) 241-8761

表

平成 年度 遊漁承認証			
顔 写 真  (3.0× 2.5) cm	承認番号		
	遊 漁 者	住所	
		氏名	
		生年月日	大・昭・ 平 年 月 日

承認期間 自 日 ~ 至 日

遊漁料 魚種 いwana・やまめ・うぐい・にじます・かじか  
5,500円 (税抜) ・うなぎ・こい・ふな  
漁具漁法 竿 釣  
遊漁区域 県下一円  
(但し裏面記載の区域を除く)

発行者 新潟市中央区南万代町13-3  
新潟県内水面漁業協同組合連合会 ㊤  
(025) 241-5795 FAX (025) 241-8761

裏

注 意 事 項

- 1 遊漁者は、遊漁をする時は、本証を携帯しなければなりません。
- 2 本証を他人に、譲渡または、貸与してはなりません。
- 3 遊漁者は、漁場監視員の要求があったときは、本証を提示して下さい。
- 4 除外される区域及び魚種は次のとおりです。
  - (1) 本証でアユ、サクラマス及びモクズガニを釣ることはできません。
  - (2) 関川（内共第18号妙高市兼俣橋上流端から上流水沢川まで）及び只見川（内共第14号奥只見ダム及び大鳥ダム）で遊漁はできません。
- 5 遊漁上の制限、禁止事項については「遊漁のしおり」をご覧ください。
- 6 本証は原則として再発行しません。

(用紙：黄色)

裏

注 意 事 項

- 1 遊漁者は、遊漁をする時は、本証を携帯しなければなりません。
- 2 本証を他人に、譲渡または、貸与してはなりません。
- 3 遊漁者は、漁場監視員の要求があったときは、本証を提示して下さい。
- 4 除外される区域及び魚種は次のとおりです。
  - (1) 本証でアユ、サクラマス及びモクズガニを釣ることはできません。
  - (2) 関川（内共第18号妙高市兼俣橋上流端から上流水沢川まで）及び只見川（内共第14号奥只見ダム及び大鳥ダム）で遊漁はできません。
- 5 遊漁上の制限、禁止事項については「遊漁のしおり」をご覧ください。

(追加)

(用紙：黄色)

施行日

行政庁の認可日 令和5年6月30日

施行日

この規則、令和5年1月1日から施行する（行政庁の認可日 令和4年11月18日）

- 4 変更後の遊漁規則の施行の日  
新潟県知事の認可の日以降で漁協が定める日